

平成 22 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長
上 田 晃 一 郎
(電話番号 03-6215-9955)

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社子会社、サミー株式会社が株式会社ユニバーサルエンターテインメント（旧社名・アルゼ株式会社）から提訴されている特許権侵害訴訟について、知的財産高等裁判所より判決が言渡されましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本訴訟は、原告株式会社ユニバーサルエンターテインメント（旧社名・アルゼ株式会社）が平成 17 年 12 月 27 日付にて、サミー株式会社の回胴式遊技機（パチスロ機）「北斗の拳」が株式会社ユニバーサルエンターテインメント（旧社名・アルゼ株式会社）の特許権 2 件（特許第 3069092 号および特許第 3708056 号）を侵害しているとして、210 億円の損害賠償を求め、サミー株式会社を被告として訴訟を提起、第 1 審の東京地方裁判所では、株式会社ユニバーサルエンターテインメント（旧社名・アルゼ株式会社）の請求をいずれも棄却する判決が平成 19 年 5 月 22 日に言い渡され、株式会社ユニバーサルエンターテインメント（旧社名・アルゼ株式会社）は平成 19 年 6 月 4 日に知的財産高等裁判所に控訴しました。

2. 判決のなされた日

平成 22 年 3 月 10 日

3. 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 訴訟費用は控訴人の負担とする。

4. 今後の見通し

現時点では、この判決により業績に与える影響はございません。

以上